

Ⅲ サービス利用支援費等の算定及び取扱いに関して

① サービス利用支援費(又は障害児支援利用援助費)

サービス利用支援費 1462 単位/月 障害児支援利用援助費 1625 単位/月

※以下の基準を満たさない場合には算定しないものとする。(障害児相談支援も同様の扱い)

(「指定基準」第 15 条第 2 項第 6 号、第 8 号、第 9 号若しくは第 10 号～第 12 号又は同条第 3 項第 2 号に定める基準)

(1) サービス等利用計画の作成に当たってのアセスメントに係る利用者の居宅等への訪問による利用者及びその家族等への面接等

(2) サービス等利用計画の利用者又はその家族への説明と、利用者又は障がい児の保護者の文書による同意

(3) サービス等利用計画の利用者又は障がい児の保護者及び担当者への交付

(4) サービス担当者会議の開催等による担当者への説明及び専門的な意見の聴取

② 継続サービス利用支援費(又は継続障害児支援利用援助費) 単位/月

継続サービス利用支援費 1211 単位/月 継続障害児支援利用援助費 1322 単位/月

※以下の基準を満たさない場合には算定しないものとする。(障害児相談支援も同様の扱い)

(「指定基準」第 15 条第 2 項第 6 号、第 8 号、第 9 号若しくは第 10 号～第 12 号又は同条第 3 項第 2 号(同条第 3 項第 3 号において準用する場合を含む)に定める基準)

(1) 利用者の居宅等への訪問による利用者又は障がい児の保護者への面接等

(2) サービス等利用計画の変更について、前項 (1) ～ (4) までに準じた手続きの実施

※支給決定において定められた期間ごとに、指定継続サービス利用支援を実施する場合に算定するが、対象者が、不在である等により実施予定月の翌月となった場合であって、市がやむを得ないと認める場合は算定できる。

③ 各種加算

《初回加算》 300 単位/月

・ 障害福祉サービス等の利用を希望する利用者の心身の状況及び置かれている環境について、利用者等との面接や関係者への聞き取りによる詳細なアセスメントを行うために要する業務量を適切に評価する。

※障害児相談支援を利用していた障がい児が、初めて計画相談支援を利用する場合について、計画相談支援の初回加算は算定可能か。また、計画相談支援を利用していた障がい児が、初めて障害児相談支援を利用する場合も、障害児相談支援の初回加算は算定可能。

※初回加算について、具体的には次のような場合に算定されます。

(1) 新規にサービス等利用計画を作成する場合

(2) 計画相談支援対象障がい者等が障害福祉サービス等を利用する月の前 6 月間において障害福祉サービス及び地域相談支援を利用していない場合

《入院時情報連携加算》

- (1) 入院時情報連携加算 (I) 医療機関を訪問しての情報提供 200 単位/月
(2) 入院時情報連携加算 (II) 医療機関への訪問以外の方法での情報提供 100 単位/月

・入院時における医療機関との連携を促進する観点から、指定特定相談 支援事業者等が入院時に医療機関が求める利用者の情報を、利用者等の 同意を得た上で提供した場合に加算する。

※ 利用者 1 人につき、1 月に 1 回を限度として加算。ただし、入院時 情報連携加算 (I)、(II) の同時算定不可。

※当該利用者について基本報酬を算定しない月においても、当該加算のみでの請求が可能である。ただし、特定事業所加算などの体制加算は基本報酬にのみ加算されるため、算定することはできない。

《退院・退所加算》 200 単位/回

・退院・退所後の円滑な地域生活への移行に向けた医療機関等との連携を促進する観点から、退院・退所時に相談支援専門員が医療機関等の多職種から情報収集することや、医療機関等における退院・退所時のカンファレンスに参加して情報収集を行った上でサービス等利用計画等を作成した場合に加算する。

※ 利用者 1 人につき、入院・入所中に 3 回を限度として加算。ただし、初回加算を算定する場合は算定不可。

《居宅介護支援事業所等連携加算》 100 単位/月

・障害福祉サービス等の利用者が介護保険サービスの利用へ移行する場合に、指定特定相談支援事業所が利用者の心身の状況、置かれている環境やアセスメント等の情報及びサービス等利用計画の内容等について、利用者等の同意を得た上で指定居宅介護支援事業所又は指定介護予防支援事業所に提供し、居宅サービス計画等の作成に協力した場合に加算する。

※ 利用者 1 人につき、1 月に 1 回を限度として加算。当該加算を算定した上で居宅介護支援等を利用した後 6 ヶ月は算定不可。計画相談支援のみ新設。

※当該利用者について基本報酬を算定しない月においても、当該加算のみでの請求が可能である。ただし、特定事業所加算などの体制加算は基本報酬にのみ加算されるため、算定することはできない。

《医療・保育・教育機関等連携加算》 100 単位/月

・サービス利用支援等の実施時において、障害福祉サービス等以外の利用者が利用している病院、企業、保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校等の職員と面談等を行い、必要な情報提供を受け協議等を行った上で、サービス等利用計画等を作成した場合に加算する。

※ 利用者 1 人につき、1 月に 1 回を限度として加算。ただし、初回加算を算定した場合又は退院・退所加算を算定し、かつ、当該退院医療機関等のみから情報提供を受けている場合は算定不可。

《サービス担当者会議実施加算》 100 単位／月

・ 継続サービス利用支援等の実施時において、利用者の居宅等を訪問し 利用者に面接することに加えて、サービス等利用計画に位置付けた福祉 サービス等の担当者を招集して、利用者等の心身の状況等やサービスの 提供状況について確認するとともに、計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に加算する。

※ 利用者 1 人につき、1 月に 1 回を限度として加算。

※サービス利用支援時に開催したサービス担当者会議と同様の担当者が全員参加することが望ましいが、検討を行うにあたり必要な者が参加していれば、担当者全員の参加は要しない。ただし、会議開催を調整したが全員参加せず、メール等による担当者への報告のみの実施である場合は、当該加算を算定することはできない。

《サービス提供時モニタリング加算》 100 単位／月

・ 継続サービス利用支援等の実施時又はそれ以外の機会において、サービス等利用計画等に位置付けた福祉サービス事業所等を訪問し、サービス提供場面を直接確認することにより、サービスの提供状況について詳細に把握し、確認結果の記録を作成した場合に加算する。

※ 利用者 1 人につき、1 月に 1 回を限度、かつ、相談支援専門員 1 人 当たり 1 月に 39 人を限度として加算。

※当該利用者について基本報酬を算定しない月においても、当該加算のみでの請求が可能である。ただし、特定事業所加算などの体制加算は基本報酬にのみ加算されるため、算定することはできない。

※「サービス提供時モニタリング加算」は、居宅で利用する障害福祉サービス等の提供現場を確認した場合も算定可能。ただし、指定基準に基づいた定期的なモニタリングを行う日と同一日に、居宅で利用する障害福祉サービス等の提供現場を確認し、当該加算を算定する場合は、モニタリング結果と当該加算に関する記録をそれぞれ作成する必要があるので留意すること。

《行動障害支援体制加算》 35 単位／月

・ 行動障害のある知的障がい者や精神障がい者に対して適切な計画相談支援等を実施するために、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了し、専門的な知識及び支援技術を持つ相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。

※「行動障害支援体制加算」は、対象となる研修を受講した相談支援専門員以外の者が行った計画相談支援にも加算の届出をしていれば、事業所の全ての相談支援専門員が実施する計画相談支援で算定が可能である。なお、要医療児者支援体制加算及び精神障害者支援体制加算も同様である。

※対象の障害特性を有する利用者への支援を行わなかった場合でも算定は可能である。なお、要医療児者支援体制加算及び精神障害者支援体制加算も同様である。

《要医療児者支援体制加算》 35 単位／月

・ 重症心身障がいなど医療的なケアを要する児童や障がい者に対して適切な 計画相談支援等を実施するために、医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了し、専門的な知識及び支援技術を持つ相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。

《精神障害者支援体制加算》 35 単位／月

・ 精神科病院等に入院する者及び地域において単身生活等をする精神障がい者に対して、地域移行支援や地域定着支援のマネジメントを含めた適切な計画相談支援等を実施するために、地域生活支援事業による精神障がい者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修又は精神障がい者の地域移行関係職員に対する研修を修了し、専門的な知識及び支援技術を持つ相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。

(1) 特定事業所加算 (I) 500 単位／月

(算定要件)

イ 常勤かつ専従の相談支援専門員を4名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が主任相談支援専門員であること。

ロ 特定事業所加算の要件を満たすこと。

ハ 指定特定相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員 に対し主任相談支援専門員の同行による研修を実施していること。

ニ 指定特定相談支援事業所において指定サービス利用支援又は継続サービス利用支援を提供する件数(指定障害児相談支援事業者の指定を併せて受け、一体的に運営されている場合は、指定障害児相談支援の利用者を含む。)が1月間において相談支援専門員1人あたり40件未満であること。

(2) 特定事業所加算 (II) 400 単位／月 ※ 特定事業所加算 (I) の 80/100

(算定要件)

イ 常勤かつ専従の相談支援専門員を4名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。

ロ 現行の特定事業所加算の(ロ)～(へ)の要件を満たすこと。

ハ 特定事業所加算

(I) の (ニ) の要件を満たすこと。

(3) 特定事業所加算 (III) 300 単位／月

(算定要件)

現行の特定事業所加算の要件を満たし、かつ、特定事業所加算 (I) の (ニ) の要件を満たすこと。

(4) 特定事業所加算 (IV) 150 単位/月

(算定要件)

イ 常勤かつ専従の相談支援専門員を2名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。

ロ 特定事業所加算の要件を満たすこと。

ハ 特定事業所加算 (I) の (二) の要件を満たすこと。

サービス利用支援費等の算定に当たっての基本的な考え方

(障害児相談支援も同様の扱い)

・サービス利用支援費及び継続サービス利用支援費は、月額報酬のため、同一の月に複数回行ったとしても、サービス利用支援費は単位、継続サービス利用支援費は単位しか算定することはできない。

・同一の月に継続サービス利用支援を行った後に、サービス利用支援を行った場合は、継続サービス利用支援費は算定せず、サービス利用支援費のみ算定する。(サービス等利用計画作成の一連の支援であるため)

・サービス利用支援を行った後、同一の月に継続サービス利用支援を行った場合は、サービス利用支援費及び継続サービス利用支援費の両方を算定できる。

・継続サービス利用支援とサービス利用支援の業務を別々に行っていて、かつ、それぞれの業務が別の月に行われている場合は、継続サービス利用支援費とサービス利用支援費を連続して2か月請求できる。

(例) 4月に継続サービス利用支援を行ったあと、5月に利用者の状況が変わり、5月にサービス利用支援が必要になった場合。

⇒4月に継続サービス利用支援費、5月にサービス利用支援費の請求が可能